特別決議

日本被団協は、結成 55 年にあたる記念すべき今総会において、現行法改正要求「原爆被害者は国に償いを求めます」を採択しました。

私たちは、求めます。

- 1. ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
- 2. 原爆死没者に償いをすること。
 - 1) 原爆死没者にたいして謝罪し、弔意を表すこと。
 - 2) 原爆死没者の遺族にたいして弔慰金あるいは特別給付金を支給すること。
 - 3) 原爆死没者が生きていた証として原爆死没者名を碑に刻むこと。
 - 4)8月6日、9日を原爆死没者追悼の日として、慰霊・追悼事業を実施すること。
- 3. すべての被爆者に償いをすること。
 - 1) 戦争によって原爆被害をもたらしたこと、原爆被害を放置し、過小に評価してきたことについて謝罪すること。
 - 2) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害を持つ者には加算すること。
 - 3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任でおこなうこと。
- 4. 被爆二世・三世に対して、被爆者に準じた援護施策を実施すること。
 - 1)被爆二世・三世に関する実態調査をすみやかに実施すること。
 - 2) 希望する二世に対して、被爆二世手帳を発行すること。
 - 3) 2) の手帳所持者の健康管理と治療療養を国の責任でおこなうこと。
- 5. 被爆者健康手帳の交付要件を見直すこと。
- 6. 在外被爆者に対し、その国情にかかわらず法の完全適用をおこなうこと。 原爆被害に対する国の償いの実現は、ふたたび被爆者をつくらないため、核 戦争起こすな、核兵器なくせの要求とともに、日本被団協が結成以来、一貫し て追求してきた要求です。それは、私たち被爆者の要求であるばかりでなく、 国民の要求となるものです。故人を含め多くの先達がそのために心血を注いで きました。私たちは、この日本被団協の歴史と伝統を継承し、国の償いを実現 するために奮闘、前進します。

私たちは、被爆者だけでなく、広く国民、個人と団体の皆さんに訴えます。 核兵器は、絶滅のみを目的とした悪魔の兵器、人類と共存できない 兵器です。平和で、安心・安全な世界をつくるための証、原爆被害に対する国 の償いの実現のために、共に奮闘くださることを!